

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 技術輸入契約の政府による補充合意指導

近時、外国企業からの技術導入契約の登記管理を含め、中国政府は、外国企業との間の無形資産取引に対する登記、届出の管理を強化する傾向があるようです。無形資産取引は、外国為替購入・支払の観点からは、既に自由化がなされていますので、原則として、契約当事者がその自由意思に従い契約を締結することができ、政府の許認可の対象となっていないのですが、近時は契約条項の内容について、修正、追記を求めたりする例もあるようです。今回は、政府が条項の追加を要請した場合を想定し、これを法的観点から検討してみたいと思います。

Q：当社（A社）は、当社の中国の完全子会社B社の新規製品の導入に合わせて同社と、当社の当該製品の製造にかかわるノウハウの使用許諾及び派遣者による技術サービスの提供について、技術支援契約を締結しました。当該契約では契約締結後に一時金の支払が約定されていますので、B社が中国の法規に従い中国政府に登記手続を申請したところ、次のような内容の補充合意書を締結してこれを合わせて提出するようにとの指示を受けたとの報告がありました。

- (1) 契約対価の金額の総額を規定し、これを超過しないことを明記すること。
- (2) 契約対価の支払いについて、源泉徴収義務がある場合には、B社がこれを確実に履行し、契約対価から控除すること。
- (3) 提供技術が第三者の知的財産権を侵害した場合及び製品の欠陥が提供技術に起因する場合には、当社が全ての責任を負い、全ての損害を賠償すること。
- (4) 契約の有効期間内に生じた改良成果は、改良した当事者に帰属すること。

中国の政府がそもそも親子会社間の契約の内容になぜ上記のような具体的な指示をするのか分からないのですが、(1)～(3)については、当社として問題なく受け入れることができますが、(4)については、当社の知的財産の管理上、基本的にはその成果は当社に帰属することになります。上記(4)の政府の要請は、強制的な要請と考えるべきなのでしょうか？

A：本ケースでは、いずれの政府機関が指示をしているのか不明ですが、そもそも、自由輸入類に属する技術の技術輸入契約は、政府の許認可の対象契約ではなく、当事者の合意で成立・発効する契約なので、政府当局の要請は、無用な取引干渉とも言えます。ただし、政府当局に対し、上記の旨の説明をしても聞き入れない可能性も高く、こうした対応は、実際の意義は大きくないと思います。上記のように自由輸入技術は、登記その他の政府の許認可が発効条件でないのですから、補充合意書は、政府当局の指導の下これを締結し、例えば「補充合意書（二）」等の当事者間の契約を適正に追加締結して、当事者間の合意をきちんと約定しておけば法的には実は取れると思います。ただし、この場合においても、中国の裁判所で仲裁判断の承認がなされる場合や、日本での仲裁でも準拠法たる中国法の適用・解釈において、約定の内容により「相互利益の原則」といった契約の一般法理を根拠として無効と判断をされるリスクは残ります。

1 関係法規の規定

まず、「契約法」第 354 条は、次のように規定しています。

「第 354 条 当事者は相互利益の原則に従い、技術譲渡契約中に特許の実施、技術秘密の使用に後続する技術成果の保有方法を約定することができる。約定がなく、又は約定が不明確な場合において、この法律第 61 条の規定によりなおこれを確定することができないときは、一方が後続して改良した技術成果は、その他の各当事者はこれを保有する権利がない。」

また、「技術輸出入管理条例」第 27 条は、次のように規定しています。

「第 27 条 技術輸入契約の有効期間内の、技術改良の成果は、改良当事者に帰属する。」

「契約法」第 354 条の「後続する技術成果」は、「技術輸出入管理条例」第 27 条中の「技術輸入契約の有効期間内の、技術改良の成果」とおおよそ同義と考えることができます。上記の「契約法」の規定は、当該技術成果の権利の帰属を、当事者の契約により約定することができることを明記するもので、こうした約定がない場合にその権利の帰属を上記の条項が補充的に定めるものです。即ち、当該技術成果の権利の帰属は、当事者の意思により約定することができる性質の事項（即ち、当該事項は強行法規規制に服する性質のものではない。）と考えることができます。

ただし、このことも「相互利益の原則」いった契約の一般法理には服するので、その約定がこの一般法理に照らしてその効力が否定され、又は変容される法的可能性があることを上記の規定は定めています。

2 「技術輸出入管理条例」第 27 条の意義

「技術輸出入管理条例」第 27 条は、前記の「契約法」第 354 条のように契約当事者の約定を前提に規定していません。更に、上記の技術改良の成果の帰属の規定は、「技術輸入契約」においてのみ、即ち、技術輸出契約については、同種の規定は定められてない状況です。

「技術輸出入管理条例」第 27 条が強行性を有するかどうかを明確に定める法規の規定や法源となりえる司法解釈等は見当たりません。従って、当該条項の強行性は、現時点では解釈の問題と考えるのが合理的です。

この点私見となりますが、「契約法」第 354 条が前記のように技術改良成果の帰属を当事者の約定に委ねている（意思自治の原則）以上、契約の技術供与者が外国企業であるという事由のみをもって、当事者の意思自治の原則を否定する根拠をこの条項に求めることは適当と思われません。他方で、「技術輸出入管理条例」が技術輸入契約についてのみ第 27 条のような規定を設けているのは、中国国内の技術導入者が国際契約において一方的に技術改良成果に係る権利を喪失するようなことがないようにすることが立法目的であることが推測され、「契約法」第 354 条が定める「当事者は相互利益の原則」等の契約法理による調整が、少なくとも実務的にはより明確に意識されることになりそうです。例えば、技術導入者が単独で改良した成果を無償で技術提供者に帰属させるような合意は、上記の条項に反し、無効、また、無償の使用許諾も、対価性を不合理に奪うような不当なものであれば無効と判断されるおそれがあると考えた方が無難です。

更に、一般的には、任意法規は当事者の準拠法選択合意により適用排除が可能であり、強行法規は当事者の準拠法選択合意により適用を排除することができないという傾向はあるものの、このことも法規に明記されるものではなく、また、上記の内容が絶対的な解釈でもありません。「技術輸出入管理条例」第 27 条は、技術輸入契約における技術改良成果の帰属について、相互利益の原則等の契約法理に従うことを強く求める規範といえ、少なくとも中国の裁判所や仲裁機関においては準拠法指定合意のいかんにかかわらず、第 27 条にあらわれる上記の契約法理は適用されるおそれを否定することができません。

3 まとめ

本ケースでは、いずれの政府機関が指示をしているのが不明ですが、当地の政府当局が追加的な合意の内容を補充合意書として締結することを要求しているようです。そもそも、自由輸入類に属する技術の技術輸入契約は、政府の許認可の対象契約ではなく、当事者の合意で成立・発効する契約なので（「技術輸出入管理条例」第 17 条第 2 項）法的には、上記のようなことを（親切なアドバイスの範囲を超えて）要求する法的根拠はないと考えるのが合理的です。であるにもかかわらず、上記のような要求をするのは政府当局の無用な取引干渉とも言えます。

上記のように、そもそも無用な干渉をしている政府当局に、「技術輸出入管理条例」第 27 条は、上記のような追加の約定をすることを排除するものでない、と説明しても「中国の強行法規である」等として聞き入れない可能性も高いので、この点、政府を相手に議論をしても実際の意義は大きくないと思います。上記のように自由輸入技術は、登記が発効条件でないのですから、補充合意書は、政府当局の指導の下これを締結し、例えば「補充合意書(二)」等の当事者間の契約を適正に追加締結して、当事者間の合意をきちんと約定しておけば法的には実は取れると思います。ただし、この場合においても、中国の裁判所で仲裁判断の承認がなされる場合や、日本での仲裁でも準拠法たる中国法の適用・解釈において上記 2 のように、約定の内容により当該約定が無効と判断をされるリスクは残ります。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

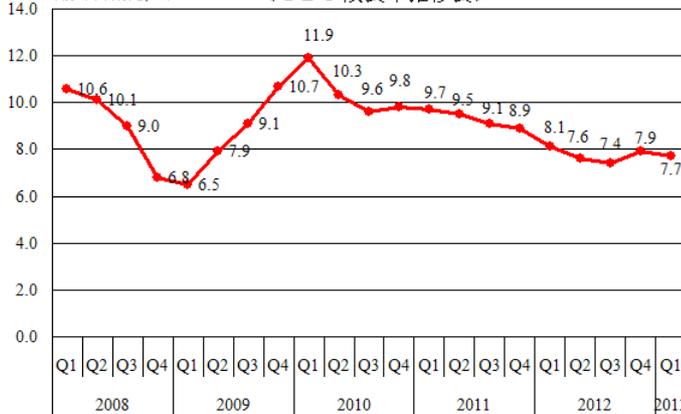
WEEKLY DIGEST

【経済】

主要経済指標 第1四半期のGDP成長率 前年同期比+7.7%に鈍化

国家統計局の15日の発表によると、2013年第1四半期の中国のGDP成長率は前年同期比+7.7%となり、前期の同+7.9%から0.2ポイント低下したものの、政府の通年目標である7.5%を上回った。1-3月の固定資産投資は前年同期比+20.9%と、2012年通年の+20.6%の伸びを上回った。一方、3月の工業生産（付加価値ベース）は前年同月比+8.9%と、2012年通年の+10.0%から低下。3月の社会消費財小売総額は前年同月比+12.6%と、2012年通年の+14.3%から低下している。当局は、成長鈍化の主な要因について、国際情勢の複雑化や中国国内で進めている産業構造調整の結果であると指摘した上で、成長率が7.4~7.9%の範囲内であれば安定した状態であり、政府が目指す経済成長の質と効率の向上の為の構造調整、発展方式の転換にとっても有利なものとの見方を示した。今後についても、中国は現在、急速な工業化と都市化の途上にあり、投資、消費の巨大な潜在力を有する等、安定成長を支える条件を備えているとし、通年の成長目標の達成を楽観視しているとコメントした。

＜前年同期比、％＞ < GDP成長率推移表 >



(出所：国家統計局の公表データに基づき作成)

< 3月の主要経済指標 >

項目	金額	前年比(%)
国内総生産(GDP)*	(億元)	118,855 7.7
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元)	58,092 20.9
第一次産業	(億元)	930 31.4
第二次産業	(億元)	24,635 16.2
第三次産業	(億元)	32,527 24.5
民間固定資産投資*	(億元)	36,763 24.1
工業生産(付加価値ベース)**	-	- 8.9
社会消費財小売総額	(億元)	17,641 12.6
消費者物価上昇率(CPI)	-	- 2.1
工業生産者出荷価格(PPI)	-	- ▲1.9
工業生産者購買価格	-	- ▲2.0
輸出	(億米ドル)	1,821.9 10.0
輸入	(億米ドル)	1,830.7 14.1
貿易収支	(億米ドル)	▲8.8 -

*：1~3月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

(出所：国家統計局等の公表データに基づき作成)

IMF 中国のGDP成長率 2013年は8.0%、2014年は8.2%を予測

国際通貨基金(IMF)は16日に発表した『世界経済見通し』で、中国のGDP成長率について、2013年は8.0%、2014年は8.2%との予測を発表した。今年1月時点の予測からそれぞれ0.1ポイント、0.3ポイント引き下げたものの、新興市場国・地域が引き続き世界経済の牽引役を果たすとする中、中国の経済成長は高い水準で推移するとの見方を示した。なお、世界全体では、2013年が3.5%、2014年が4.1%とし、前回予測からともに0.1ポイント引き下げている。

【貿易・投資】

3月の対内直接投資 前年同月比+5.65%

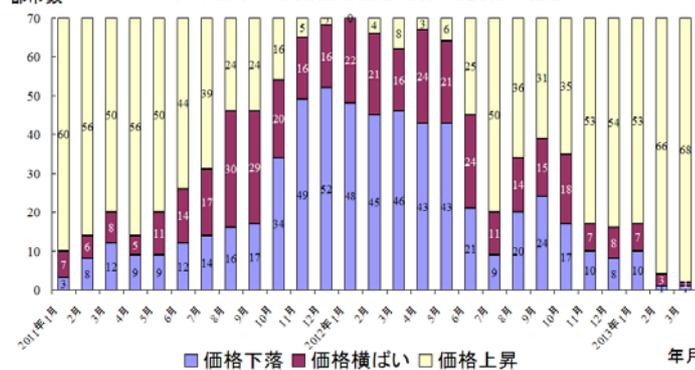
商務部は18日に開いた定例記者会見で、3月の対内直接投資(実行ベース)は前年同月比+5.65%と、前月の同+6.32%を下回ったものの、投資額は124.21億米ドルに達し、過去21ヶ月間で最大規模となったことを明らかにした。また、新規に設立された外資企業数は、前年同月比19.67%と引き続き減少したものの1,907社と前月の1,032社を大幅に上回った。一方、1-3月の累計では、対内直接投資が前年同期比+1.44%の299.05億米ドル、新規設立の外資企業数が同10.36%の4,822社となっている。1-3月の投資国・地域別では、日本からの投資が前年同期比+10.48%の22.90億米ドルとなり、伸びが1-2月の同6.70%から大幅に回復したほか、EUからは同+45.01%の20.51億米ドル、米国からは同+18.49%の10.58億米ドルと、共に高い伸びとなった。1-3月の業種別では、製造業が同+0.64%の131.74億米ドル、サービス業が同+2.82%の144.27億米ドルと、サービス業への投資が製造業を上回った。また、1-3月の地域別では、東部が+0.17%の250.47億米ドル、中部が+0.69%の24.96億米ドル、西部が+18.29%の23.62億米ドルと、西部地区への投資の伸びが顕著となった。

【産業】

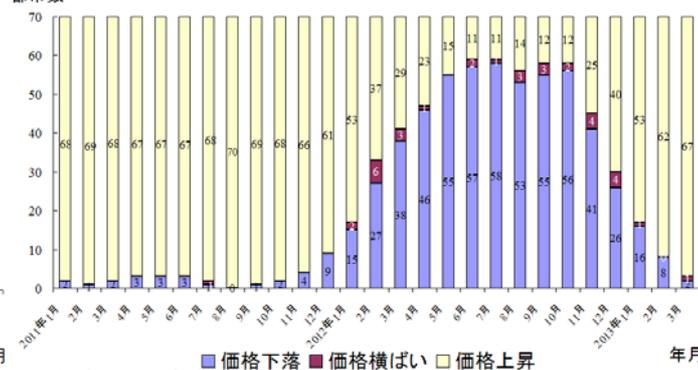
3月の70大中都市の住宅価格 68都市で前月比上昇

国家統計局は18日、3月の70大中都市の不動産価格指数を発表した。新築商品住宅で価格が前月比上昇した都市数は70都市中68都市となり、前月の66都市からさらに増加した。価格が最も上昇した都市は上海市で前月比+3.2%、その他、深圳市、北京市も同+2.8%、同+2.7%と上昇幅が大きかった。また、前年同月比で価格が上昇した都市数も前月の62都市から67都市に増加し、住宅価格の上昇が顕著となっている。なお、中古住宅で前月比上昇した都市数は前月比横ばいの66都市、前年同月比では前月の49都市から59都市に拡大した。

都市数 <70大中都市の新築住宅価格：前月比変化の推移>



都市数 <70大中都市の新築住宅価格：前年同月比変化の推移>



3月の電力消費量 前年同月比2.0%増の僅かな伸び

中国国家エネルギー局の14日の発表によると、3月の全国電力消費量は前年同月比+2.0%の4,241億キロワット時と、僅かな伸びに止まった。1-3月の累計では前年同期比+4.3%（1兆2,139億キロワット時）と、2012年通年の+5.5%から低下している。1-3月累計の産業別の伸び率を見ると、第一次産業は前年同期比0.3%（2012年通年は前年比横ばい）、第二次産業は同+3.8%（2012年+3.9%）、うち、軽工業は同+3.9%（2012年+4.3%）、重工業は同+3.6%（2012年+3.8%）、第三次産業は同+9.2%（2012年+11.5%）となっており、いずれも2012年の伸び率から低下している。

【金融・為替】

人民元と豪ドルの直接取引 10日から開始

中国外貨取引センターは9日、中国国内のインターバンク外国為替市場で、人民元とオーストラリアドルの直接取引を10日から開始すると発表した。両通貨は従来、米ドルを介して交換されていたが、直接取引されることで、為替コストが削減され、中国・オーストラリア間の貿易決済における利便性の向上と、貿易投資の促進に繋がるのが期待されている。直接取引は、昨年6月1日に開始された人民元と日本円の直接取引に続く動きであり、人民元の国際化に向けた取組みの一つと見られる。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2013.04.15	6.1865	6.1860~6.1889	6.1871	-0.0051	6.3094	0.0823	0.79706	-0.0006	8.0795	-0.0116	2.9600	2283.90	-25.77
2013.04.16	6.1870	6.1798~6.1872	6.1831	-0.0040	6.3379	0.0285	0.79613	-0.0009	8.0678	-0.0117	3.0500	2297.38	13.48
2013.04.17	6.1752	6.1723~6.1767	6.1723	-0.0108	6.2871	-0.0508	0.79519	-0.0009	8.1273	0.0595	3.0000	2296.19	-1.19
2013.04.18	6.1811	6.1800~6.1820	6.1813	0.0090	6.3020	0.0149	0.79624	0.0011	8.0627	-0.0646	2.3100	2300.20	4.01
2013.04.19	6.1793	6.1771~6.1807	6.1776	-0.0037	6.2254	-0.0766	0.79581	-0.0004	8.0741	0.0114	3.1000	2349.37	49.17

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

~ 中銀はある程度の上昇を許容する見込み ~

今週も中国人民元は堅調に推移し、17日には2005年の事実上の切り上げ実施以来の高値となる6.1723を示現した。中国人民銀行が設定する対ドル基準値も6.2342と過去最高値を更新している。18日には基準値が6.24台へ設定されたことを受けて人民元相場は6.18台へ値を下げたが、19日には再び6.17台後半へ反発している。一日の値幅上限である基準値比1%近い水準まで上昇する日が続いており、人民元需要の強さが窺えた。

17日には、中国人民銀行の易副総裁が人民元の許容変動幅について「昨年には許容変動幅を上下0.5%から1%に広げた。近い将来にはそれがさらに拡大することになると考えている」と述べており、取引バンド拡大の可能性を示唆した。足もとでは値幅制限いっぱいである人民元が高止まりしている。取引バンドの拡大は人民元の上昇余地を広げる効果を持つだろう。

15日に発表された2013年第1四半期(1月~3月)の実質GDPは前年比+7.7%となった。市場では同+8.0%の上昇を見込んでいたが、前期実績(+7.9%)も下回る結果となった。内訳をみると、サービス業など第3次産業伸び率は前年比+8.3%(前期:同+8.1%)と加速した一方で、第1次産業(同+4.5% +3.4%)、第2次産業(同+8.1% +7.8%)と減速した。中国の輸出は機械など第2次産業に分類されるものが大半を占めるが、1月~3月の輸出が前年比二桁成長であったことを考えるとやや違和感を覚える結果といえよう。同日発表された1~3月の鉱工業生産も前年比+8.9%と市場予想を下回る伸びに留まっており、市場では中国経済の先行きへ懸念が強まる結果となった。住宅市場は、3月の新築住宅価格は引き続き主要70都市のうち68都市で上昇するなど、過熱した状況が続いている。また、大手格付機関による格付け見通しが引き下げられるなど、中国を取り巻く環境は厳しいものとなっている。だが、そもそも人民元高の源泉は底堅い直接投資や貿易黒字にあり、今後も人民元高の堅調な推移は続く。

根強い人民元需要のもと、取引の膠着状態を回避する必要から中国人民銀行は基準値の高め誘導により、人民元のある程度の上昇は許容するものとみられる。なお、12日公表された米国の為替報告書では中国の「為替操作国」認定は見送られたが、「依然として著しく過小評価されている」、「最近、大規模な介入が再開されたことは問題」であり、「一層の上昇が必要だ」と指摘している。

(4月19日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。